

資料 2-2

○野洲市景観条例施行規則の審議会関連部分の抜粋

第1条～第20条 省略

(審議会の会長)

第21条 野洲市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(専門部会)

第23条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

(専門部会の議事)

第24条 第22条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

- 2 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、又は会長が求めるときは、その結果又は経過を会長に報告しなければならない。
- 3 審議会は、その議決により、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席)

第25条 会長及び部会長は、審議会及び専門部会の議事に関して、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

第26条 以下省略